HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	プライベートスタンダードのWTO協定上の法的問題に関する一考察
Author(s)	今井, 駿司
Citation	北大法政ジャーナル, 26, 1-27
Issue Date	2019-12-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76264
Type	departmental bulletin paper
File Information	HokudaiHouseiJournal_26_01_Imai.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

プライベートスタンダードの WTO協定上の法的問題に関する一考察

今井駿司（いまいしゅんじ）

目　次

第１章　はじめに …… 3
第２章　プライベートスタンダードを巡る問題の所在 …… 3
　第１節　プライベートスタンダードの定義と策定の背景 …… 3
　第２節　プライベートスタンダードが抱える問題点 …… 4
　　第１項　国際貿易の不当な障壁となることへの懸念 …… 4
　　第２項　正統性の欠如 …… 5
　第３節　本稿のアプローチと射程及び構成 …… 5
第３章　プライベートスタンダードとTBT協定 …… 6
　第１節　TBT協定の概要 …… 6
　第２節　TBT協定が定める基準・規格の種類―強制規格と任意規格― …… 6
　　第１項　強制規格に相当するプライベートスタンダード …… 6
　　第２項　任意規格に相当するプライベートスタンダード …… 7
　　第３項　小括 …… 8
　第３節　「非政府機関」及び「非政府標準化機関」対して及ぶTBT協定上の規律の内容 …… 9
　　第１項　強制規格 …… 9
　　第２項　任意規格 …… 10
　第４節　「非政府機関」及び「非政府標準化機関」のTBT協定上の規定の遵守について加盟国が負う義務
　　―利用し得る妥当な措置をとる義務の解釈― …… 10
第４章　TBT協定第３条・第４条の加盟国の義務の履行状況 …… 11
　第１節　JIS規格 …… 12
　　第１項　JIS規格の概要 …… 12
　　第２項　JIS規格の制定過程における日本工業標準調査会の役割 …… 12
　　第３項　JIS規格制定過程における私的な主体の関与 …… 12

第４項　JIS規格と日本工業標準調査会及びJIS規格策定に関与する
私的な主体のＴＢＴ協定上の法的位置づけ …… 13
第５項　産業標準化法への改正後の私的な主体のJIS制定過程への
関与について …… 15
第２節　CEN/CENELEC規格及びETSI規格 …… 16
第１項　概要 …… 16
第２項　CEN/CENELEC規格及びETSI規格のTBT協定上の
法的位置づけ …… 16
第３項　CEN/CENELEC及びETSIの標準化活動に対するEUの規律及び
監督 …… 16
第４項　CEN/CENELEC及びETSIの適正実施規準の実施状況 …… 17
第３節　「中華人民共和国標準化法」における「団体標準」「企業標準」… 17
第１項　旧「中華人民共和国標準化法」における工業規格の制定・策定… 17
第２項　「中華人民共和国標準化法」の改正と新制度下における
工業規格の制定・策定 …… 17
第３項　「中華人民共和国標準化法」上の「団体標準」及び
「企業標準」のTBT協定上の法的位置づけ …… 18
第４項　新標準化法上の社会団体、企業等の私的な主体の標準化活動に
対する中国政府の規律及び監督 …… 18
第５項　新標準化法上の社会団体、企業等の私的な主体の適正実施規準の
実施状況 …… 19
第５章　TBT協定の規定の限界 …… 19
第６章　終わりに …… 21

第１章　はじめに

ガット（1994年の関税及び貿易に関する一般協定）の発足以来、国家間の貿易交渉の関心は関税率の引き下げから、1973年の東京ラウンドを前後に、非関税障壁の削減・規制へと拡大していった。産品の技術的な基準や食品衛生基準は、非関税障壁の1つとして捉えられ、各国は、国ごとに基準の内容や認証の方法が異なっていたこれらの基準や認証制度を国際的に調和させることで、国境を超えた物の移動を円滑化しようと試みた。こうした背景で締結されたのが、「貿易に関連する技術的障害に関する協定（TBT協定）」と「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」であった。これらの協定の成立によって、各国で相違のあった産品の基準や認証制度の調和が促進され、自由貿易体制がより強固なものとなっていった。

歴史的な経緯が示す通り、WTO協定は国家の法制度や貿易政策を通じて自由貿易体制の促進を図ってきたと言えるだろう。ところが、国境を超えた物やサービスの移動が急速化・稠密化しているグローバル社会においては、国家以外のアクターが市場において影響力を有するようになり、国家の規制が必ずしも及ばない領域で自由貿易が阻害される事態が生じてきた。

そうした事例の1つとして「プライベートスタンダード」の問題がある。プライベートスタンダードとは、企業やNGO、業界団体などを中心に策定された、産品やその生産方法について定めた基準や規格、ラベルを指す。これらは、私的な主体によって策定された自主的なものであり、法によって遵守が求められるものではない。ところが、一部のプライベートスタンダードは、市場の中での浸透が進み、事実上の参入条件としての地位を持つものも出てきた。こうしたプライベートスタンダードの発展と浸透に対して、それらに適合させるためのコストを負担することが困難とされる発展途上国から、WTO協定の下で規制を及ぼすことを求める声が上がっている。

グローバル化によって生じてきた「新たな問題」に対して、現行のWTO協定はどの程度まで対処することができるのか。本稿は、以上の問題意識を基に、プライベートスタンダードの問題に関して、WTO協定、とりわけTBT協定で解決可能な範囲とTBT協定の枠外での解決が望まれる部分について、TBT協定の規定の解釈とその実行の分析を通じて整理することを試みる。

第２章　プライベートスタンダードを巡る問題の所在

第１節　プライベートスタンダードの定義と策定の背景

最初に本稿が分析の対象とする、プライベートスタンダードという概念について検討する。差し当たり本稿ではプライベートスタンダードを「国家ではないという意味での私的な機関・組織・集団（以下、特に区別しないときは私的な主体という）が、一定の産品の特性やその生産工程・管理体制等について定めた基準・規格・ラベル等（以下、特に区別しないときは、基準等という）」と定義づける。

本稿のプライベートスタンダードの定義は当該プライベートスタンダードがいかなる目的で策定されたかについては問わないという意味で、先行研究が対象としてきたよりも広範な基準等を含む。主たる先行研究は「環境保護と資源保全、労働条件と労働基準、人権保障、動物の福祉や食品安全などの社会的な課題」に対処するために企業や業界団体、NGOが策定した基準等を分析の対象としてきたと思われる[1]。社会的な課題の対処を目的とした基準等の代表例としては、森林保護に関する森林管理協議会（FSC: Forest Stewardship Council）、海洋資源保護に関する海洋管理協議会（MSC: Marine Stewardship Council）、化学物質の管理に関するレスポンシブル・ケア（RC: Responsible Care）、食品の安全性や生産環境に関する農業生産工程管理（GLOBAL G.A.P.: Global Good Agricultural Practice）等が挙げられる[2]。

私的な主体が、前述のような基準等の策定を通

じて、企業の行動に制約を課し、社会的な課題に取り組むという現象が急速に広まったのは、1990年代以降であると言われている[3]。この背景には、環境破壊や労働権の侵害といった社会領域に生じたグローバル化の「負の側面」に対して、国家や国際機関による有効なガバナンスが行なわれていないことへのNGOを中心とした私的な主体の問題意識があった[4]。例えば「国際的な規制の協力が必要となる［森林減少、地球温暖化ガスの排出規制、生物多様性の保全、食品安全、金融の安定化などの国境を超えて発生している問題に対して］伝統的な国際的規制協力の手段である条約を通じた規制協力は同意形成に時間がかかり、コンセンサスを得ることが容易ではない」という批判が生じた[5]。伝統的な国家間の交渉や国際機関の主導による問題解決に見切りをつけたNGOなどが、企業とパートナーシップを結び、グローバル化の「負の側面」に対応する動きが強まった。基準等の策定はそうした私的な主体間のパートナーシップによる、社会領域の問題解決のための手段の1つとして生じてきたと考えられている[6]。主要な先行研究はこのような1990年代以降の社会的課題の解決を目的に掲げた、私的な主体によって策定された基準等を「プライベートスタンダード」と捉えて分析してきたように思われる。

もっとも、私的な主体による基準等の策定それ自体は1990年代以前から行われてきたことは多くの論者が認めるところである[7]。私的な主体による工業製品に関する基準・規格の策定活動はその一例である。例えば、国際標準化機関（ISO）は国際的な産品の技術的な基準・規格を策定することを目的に、1947年に設立された。また、地域又は国内の技術的な基準・規格を策定してきた私的な主体としては、ヨーロッパの欧州標準化委員会（European Committee for Standardization(CEN) : 1961年設立）米国の米国国家規格協会 (American National Standards Institute(ANSI) : 1918年設立) 等が挙げられ、いずれも私企業などで構成される私的な機関である。本稿では、これらの機関によって策定された基準等も「プライベートスタンダード」として扱うことにする。

一方、バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee for Bank Supervision : 1988年設立）による銀行の自己資本比率に対する規制（いわゆるバーゼル合意）や国際会計士連盟（International Federation of Accountants）が策定する国際会計基準など、サービス分野に関する基準等は、産品の特性や生産工程、管理体制との関連性がないため、本稿の「プライベートスタンダード」の定義には含まれないとする。

以上のようにプライベートスタンダードの範囲を定めた上で、次節では、プライベートスタンダードが抱える問題点について検討する。

第２節　プライベートスタンダードが抱える問題点

プライベートスタンダードに対しては、国際貿易の不当な障壁となる恐れや正統性の欠如が課題として挙げられている[8]。

第１項　国際貿易の不当な障壁となることへの懸念

プライベートスタンダードが国際貿易の障害となりうるという指摘の背景には、次のようなプライベートスタンダードを巡る現状がある。第一にプライベートスタンダードを遵守するためには、生産者が一定のコストを支払う必要がある。そのコストとしては、例えば生産過程をプライベートスタンダードに適合させるための設備投資の費用や第三者機関からプライベートスタンダードの遵守の認証を受けるための認証費用などが含まれる[9]。これらのコストはとりわけ途上国の小規模な生産者にとって大きな負担となっている[10]。またプライベートスタンダードは私的な主体で策定されているという性質上、生産者にとってその遵守は強制的なものではなく任意なものであるが、プライベートスタンダードの中には市場参入の条件として事実上の拘束力を持つものもある[11]。2005年6月のWTOのSPS委員会において、セントビンセント及びグレナディーン諸島がその主要な産品であるバナナのイギリス向けの輸出がEurepe G.A.P.（現在のGLOBAL G.A.P.）によって停滞し

ているという懸念を示したのは[12]、プライベートスタンダードが貿易の障害となっていることをWTOの制度内において始めて提起した例として知られている[13]。

第２項　正統性の欠如

プライベートスタンダードは、私的な主体によって形成される規範の1つであるものの、事実上の市場の参入条件となっているなど当該プライベートスタンダードの策定に関与していない私人にもその影響が及んでいる場面がある。さらにプライベートスタンダードが国内の法制度において参照されるなど、国家の規制の基礎となっている事例も各国で見られている[14]。このようにプライベートスタンダードが私的な機関・組織・集団の内部の規範としての機能に加えて、一般社会においても重大な規範的な意義を有していると評価できる場合は、当該プライベートスタンダードの正統性をいかに確保するかが問題となる[15]。

第一にプライベートスタンダードが国家の規制の基礎として用いられている場合は、国内法の制度設計や運用を通じてプライベートスタンダードの正統性を補完できる場合がある。例えば日本では行政が私的な主体によって策定された規格を行政手続法上の審査基準として位置づけたり、性能規格化した行政の技術基準の具体化の例示として通達を通じて示したり、行政の技術基準を定める告示等において、直接引用したり、あるいはその内容を反映させたりすることがある[16]。そのような場合においては「民間策定過程に適切な専門的知識や現場の知識が反映されるとともに、手続が公正であること[17]」が求められる。手続的正統性の確保の具体的な手段としては「民間規格策定プロセスへの参加者であるステークホルダーの類型化とその民間のバランスへの配慮、反対意見付き反対への丁寧な対応を含むコンセンサス志向の手続[18]」が重要であると説かれている。またこれらに加え、策定されたプライベートスタンダードの個々の受容適正を厳格に評価することも必要不可欠であると考えられている[19]。このように行政の適切な監督な誘導に基づいて、プライベートスタンダードの正統化を補完できる場合がある[20]。

第二にプライベートスタンダードの策定活動が「国家活動との接点を欠くような場合[21]」においても、その策定過程や運用過程に国家行政に対して要求される公法法理を段階的に適用していくことでその正統化を図るという考えが提示されている[22]。この立場は伝統的な民主的正統化論を前提にしつつも、正統性の概念を国家以外の主体の集団的意思形成にも開放し、民主的正統化論で蓄積されてきた正統化の議論を国家以外の集団的意思形成の局面にも適用させることを試みている[23]。プライベートスタンダードの策定活動に適用されうる公法法理の要素としては、例えば反対者を含む利害関係者間の「討議・参加」や、それらの討議と専門家の議論を組み合わせた「成果・結果」などが挙げられている[24]。

第３節　本稿のアプローチと射程及び構成

本稿では前述の2つのプライベートスタンダードが抱える問題のうち「国際貿易の不当な障壁となることへの懸念」に対して「関税その他の貿易障害を実質的に提言し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止」することを目的とする、WTO協定がいかに対応できているのかを検討する。また本稿は産品に関連する基準・規格・ラベル等をプライベートスタンダードと定義づけていることから、WTO協定の諸協定の中でも、TBT協定に着目する。TBT協定は各国の基準・規格・ラベル等が「国際貿易に不必要な障害をもたらすこと」を防ぐため、様々な規律を設けている。TBT協定上の規律がプライベートスタンダードにも同様に課せられるかという点については、学説上も見解が分かれている。本稿はこれまでの先行研究を鑑みながら、プライベートスタンダードの策定主体と加盟国の関係性や協力関係、国内法令における位置づけ等に着目して、プライベートスタンダードのTBT協定上の法的位置づけを整理することを試みる。その上でTBT協定上の射程に入るプライベートスタンダードの策定活動等に対して、加盟国

がいかなる法的義務を負うかついて、日本、EU、中国の工業製品の規格に関する各制度の体制や実際の運用状況を概観した上で検討する。最後にこれらの検討を踏まえて、プライベートスタンダードが抱える問題に対してTBT協定において対処することが期待できる範囲の限界をまとめる。

第３章　プライベートスタンダードとTBT協定

第１節　TBT協定の概要

TBT協定は、産品の技術的その他の基準や規格の制定と適用に関する規律を提示している。その対象は産品の基準・規格に限定されず、産品に関連する生産工程若しくは生産方法も含まれる（TBT協定附属書1）。なお「人・動物・植物の生命や健康の保護を目的として各国が適用する基準や規格、そしてこうした基準や規格への適合性を評価する手続き」についてはTBT協定ではなくSPS協定の規律が及ぶ（TBT協定第1.5条）。

TBT協定はこのような基準・規格及び認証手続きが「国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすること」（前文）を目的としている。一般にTBT協定は他の協定と同様にWTO協定加盟国（以下、加盟国」という）間の合意であり、加盟国に対して義務を課すものである[25]。しかし、WTO協定上一定の私人の行為について加盟国に責任を負わせる場合もあり、私人による基準等の策定について加盟国に責任が及ぶ場合も想定される。この点いかなるプライベートスタンダードに対してTBT協定の規律が及ぶかは見解が分かれている[26]。

第２節　TBT協定が定める基準・規格の種類―強制規格と任意規格―

第一に、プライベートスタンダードという用語は、TBT協定上に存在しない。したがって、個々の条文の解釈が問題となる。TBT協定は、強制規格（technical regulation）と任意規格（standard）の2つの分類を提示している。

強制規格とは、特定可能な産品もしくは産品のグループに適用され、産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法を規定する、遵守が義務的な文書である[27]。また、強制規格と任意規格の違いは、一般に遵守が義務づけられているか否かであると理解されている[28]。

プライベートスタンダードがTBT協定上の規律の対象となるには「強制規格」もしくは「任意規格」のいずれかに該当する必要がある。以下では「強制規格」「任意規格」の順にいかなるプライベートスタンダードがそれぞれに相当しうるのかを検討する。

第１項　強制規格に相当するプライベートスタンダード

強制規格は遵守が義務付けられている基準等であるが、中央政府や地方政府によるものだけではなく「非政府機関」によって立案、制定及び適用されるものも含まれる。「非政府機関」はTBT協定附属書1の8で「中央政府機関及び地方政府機関以外の機関（強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関を含む。）」と定義づけられている。このような附属書の表現は「非政府機関」には「強制規格を遵守させる法的権限が授権された非政府機関」と「強制規格を遵守させる法的権限が授権されていない非政府機関」の2種類があることを示唆している[29]。「強制規格を遵守させる法的権限」が授権された「非政府機関」がTBT協定の射程に入るのは条文が示す通りだが、後者の機関がTBT協定上の「非政府機関」に含まれるかどうかについては見解の相違がある[30]。

もっとも、強制規格とは遵守することが義務付けられている基準等を意味し、その遵守が法的に義務付けられるためには、いかなる形態だとしても加盟国政府の公権力の授権がなければ成しえない[31]。私人が第三者を一定の行為様式に従うよう法的に強制することはできないからである。したがって、TBT協定上の「非政府機関」とは、加盟国政府から強制規格の立案、制定及び適用のための法的権限を与えられた機関に限られると考える。

一方、加盟国政府が産品の特性に対して規制を及ぼすときに、プライベートスタンダードを法令上で引用することがしばしばある。「法令におけるスタンダードの引用（Referring standards in Regulation）」という問題については、TBT委員会においてもしばしば議論されている[32]。そのような局面において引用されたプライベートスタンダードはTBT協定上、強制規格と評価され、また当該規格を策定した私的な主体もまた「非政府機関」と位置付けられるのかが問題となる。

この点については、各加盟国の法令がいかにしてプライベートスタンダードを引用するかに依拠すると考える。

例えばEUでは、EU規則において私的な主体である、EU標準化機関のスタンダードが引用されることがしばしばある。

具体的には、第一にEU規則が健康や安全といった公的な目的の達成のために産品が満たすべき「本質的な要件」を定める。その上で、CEN（European Committee for Standardization）などの私的な標準化機関が当該要件を満たすための技術的な条件を策定する。そしてEU規則は当該EU標準化機関の技術的な条件に沿った産品は「本質的な要件」を満たしているという推定を受けることができると規定する。以上のような構造においても「本質的な要件」を満たすことを証明する別の方法が残されているという点から、私的な標準化機関によって策定された技術的な条件それ自体の遵守は強制されていないため、任意的な規格に留まると説明されている[33]。

一方、日本の日本工業規格（Japan Industrial Standards: JIS、以下JIS規格という）は、経済産業省の審議会を経て主として経済産業大臣が制定し適用する任意の規格であるが、一部のJIS規格は国内法令の強制法規において引用される場合がある[34]。またJIS規格の中には業界団体を中心とした私的な主体において作成された規格の原案を基に制定されたものもある。

この点について家庭用品品質表示法は、家庭用品の表示に関し、家庭用品の成分、性能、用途、貯法など品質に関して表示すべき事項（表示事項）とその他表示事項を表示する上で表示を行う者が守らなければならない事項（遵守事項）を品目ごとに定めている。例えば電気冷蔵庫の具体的な表示事項と遵守事項の内容は「電気機械器具品質表示規程」において定められている。例えば同規程別表第一では電気冷蔵庫の表示事項の一つとして消費電力量を挙げ、別表第二の十一では消費電力量の表示は、JIS規格（JIS C9801-3）で定められた試験方法に基づいて算出した電力量を表示しなければならないと定める。家庭用品品質表示法の表示は、TBT協定上の強制規格・任意規格の一種であるラベルに相当する。また、家庭用品品質表示法の表示事項を表示していない家庭用品に対しては、販売の禁止を内閣総理大臣から命じられる場合もあり（第8条）、家庭用品品質表示法の表示が義務的なものであると評価できる。また遵守事項において引用されたJIS規格に沿っていない方法で消費電力量を表示した製造業者、販売業者又は表示業者は、内閣総理大臣から第5条に基づく遵守に関する「命令」を受け、なおもそれに従わなかった場合は第25条に基づき、罰則が与えられる。従って遵守事項において引用されたJIS規格は、TBT協定上遵守が強制的なものであると評価でき、強制規格と位置付けられる。さらに、当該JIS規格は、業界団体である一般社団法人日本電気工業会（以下、日本電気工業会という）に設置された委員会において原案が作成され、日本工業標準調査会の審議を経た上で、経済産業大臣によって制定されている。TBT協定第3条が強制規格の立案も規律の対象としていることを鑑みると、当該JIS規格の原案を策定した日本電気工業会は、TBT協定上の「非政府機関」と評価できると考える[35]。

第２項　任意規格に相当するプライベートスタンダード

強制規格ではない全てのプライベートスタンダードがTBT協定上の任意規格に直ちに相当するとは限らない。まず任意規格は「産品又は関連の

生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的に及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務づけられていないもの」（附属書1の2）であり、TBT協定第4条は「標準化機関」による任意規格の立案、制定及び適用について規定を設けている。

「標準化機関」という用語はTBT協定の規定において明文上定義されていない。「国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第2巻（ISO・ICEガイド2）の第6版（1991年）」によると、「標準化機関」は「標準化における活動を認められた機関（a body that has recognized activities in standardization）」と定義づけられている[36]。また標準化とは、同指針において「実在の問題又は起こる可能性がある問題に関して、与えられた状況において最適な秩序を得ることを目的として、一般的に及び反復的な使用するための記述事項を確立する活動（the "[a]ctivity of establishing, with regard to actual or potential problems, provisions for common and repeated use, aimed at the achievement of the optimum degree of order in a given context"）」とされている。この点は「一般的に及び反復的な使用のために規定する」文書という任意規格の定義とも一致し、TBT協定第4条の条文と関連する附属書の文脈を考慮すると、標準化機関とは「任意規格と同等の文書の作成に関する活動を認められた」機関であると解される[37]。

次に問題となるのが標準化における活動は誰によって認められるのか、という問いである[38]。この点TBT協定第4条が「非政府標準化機関が適正実施規準を受け入れかつ遵守することを確保するために利用し得る妥当な措置」を取る義務を加盟国に課していることに鑑みて、加盟国によって「標準化における活動」が認められなければならないとする立場がある[39]。一方で別の論者はTBT協定上の目的の1つは「任意規格（中略）が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること[40]」であり、そうした目的に照らすと市場が当該機関を「標準化の活動を行う機関」と認めているかを、「標準化機関」の判断の際に考慮するべきであるとする[41]。

この論点に関連する先例としては、*US-Tuna II* 事件が挙げられる。本件は「国際標準化機関」の解釈が問題となった事件であるが、「標準化における活動を認められた機関」の解釈の判断は「非政府標準機関」の用語の解釈の際にも、参考になる。同事件で上級委員会は「『認める（"recognize"）』の用語の意味は、ある物事が存在することを認識する（acknowledgement）という事実的な意味から、ある物事の妥当性や合法性を認識する規範的な意味まで幅がある[42]」ことに留意しなければならないとした。その上で当該機関が「標準化における活動を認められた機関」であると認定するには、少なくとも加盟国が、当該機関が標準化における活動に従事していることを意識（aware）している、もしくはそれを予期することに理由があることを要すると判断した[43]。また当該機関の標準化活動に何らかの形で加盟国が関与していた事実は、加盟国が当該機関の標準化における活動を認めていた証拠となるともした[44]。

以上の判断を鑑みると、当該機関が存する加盟国によって「標準化における活動」が認められていることが、当該機関がTBT協定上の「標準化機関」の射程に入る基準の1つになると考えられる。

第３項　小括

本節ではいかなるプライベートスタンダードがTBT協定上の「強制規格」又は「任意規格」に該当するのかという点についてまとめる。

第一にあるプライベートスタンダードの遵守が加盟国の法令等によって義務付けられている場合、当該プライベートスタンダードは、強制規格であると評価され、当該基準等を策定した私的な主体は、TBT協定上の「非政府機関」と位置付けられる。

第二にプライベートスタンダードの遵守が義務付けられていない場合であっても、加盟国が当該基準等の策定などに何らかの形で関与するなど、加盟国が当該プライベートスタンダードに関する

策定活動を認めていると評価できる場合は、当該基準等を制定した私的な主体は「非政府標準機関」と位置付けられる。

それ以外のプライベートスタンダードを策定している私的な主体の行為に対して、直ちに加盟国に責任が発生する規定はTBT協定には見当たらない。第4条及び附属書1の「非政府標準機関」にはあらゆるプライベートスタンダードの策定主体が射程となりうるという説もあるが、先例との整合性が問題となる。また実際に「非政府標準化機関」が遵守すべきとされる「適正実施規準」の受け入れをTBT委員会に通告しその承認を得ている「非政府標準化機関」は、82機関に過ぎない[45]。

以上の検討から現行のTBT協定の制度上、加盟国が責任を負うと明確に言えるのは、加盟国政府がプライベートスタンダードの策定の活動に対して、一定の関与をした場合に限られると考える。次節ではそのような場合においてプライベートスタンダードの策定主体に遵守が求められる規律の内容や加盟国が負う義務の内容について検討する。

第３節　「非政府機関」及び「非政府標準化機関」対して及ぶTBT協定上の規律の内容

TBT協定上の「非政府機関」又は「非政府標準化機関」に相当する、プライベートスタンダードの立案、制定及び適用に対して及ぶTBT協定の規律の内容は、当該プライベートスタンダードが、強制規格か任意規格であるかで異なる。したがって、以下では、強制規格、任意規格、双方に対するTBT協定上の具体的な規律の内容を検討する。

第１項　強制規格

第一に加盟国は自国の領域内の非政府機関が強制規格の立案、制定、及び適用に関する規律を定めたTBT協定第2条の規定を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置を取らなければならない（TBT協定第3.1条）

非政府機関が遵守すべき規律は次の通りである。第一に強制規格を立案、制定及び適用する際に同種の産品に同等の待遇を与え（2.1条）、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的とせず、かつこれらをもたらす結果を出すような規格を立案、制定及び適用をしないことが定められている（2.2条）。また関連する国際規格が存在し、その技術的内容が強制規格の立案、制定及び適用を通じて追求される目的を達成する方法として効果的かつ適当な場合は、それらを強制規格の基礎として用いらなければならない（2.4条）。さらに「関連する国際規格が存在しない場合又は強制規格案が関連する国際規格の技術的提要に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき」は、強制規格の導入の前に、透明性に関する手続を取ることが求められる（2.9条）。具体的には、特定の強制規格を導入しようとしている旨を他の加盟国の利害関係者が知ることができるように適当な早い段階で公表し、他の加盟国からの要請があった場合には、強制規格案の詳細又は写しを加盟国に提供し、書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなく与え、要請に応じてその意見について討議し、その書面による意見及び討議の結果を規格の導入時に考慮しなければならない。その一方で、第2.9.2条に基づくTBT委員会への通報は、非政府機関による強制規格の導入の場合は求められていない（第3.1条）。

また強制規格の導入後には、強制規格を公表し、他の加盟国の要請に応じて強制規格の正当性について説明しなければならない（第2.11条及び2.5条）。

以上の規定を「非政府機関」が遵守することを確保するために、加盟国は利用し得る妥当な措置を取らなければならない。さらに消極的な義務として、自国の領域内の非政府機関がTBT協定第2条の規定に反する態様で行動することを要求し又は助長するような措置をとらない義務が課せられる（第3.4条）。

第２項　任意規格

任意規格の場合、加盟国は、自国の領域内の

「非政府標準化機関」が「任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準（Code of Good Practice）（以下、適正実施規準という）[46]」を受け入れかつ遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる義務を負う。標準化機関の適正実施規準の遵守についての加盟国の義務は、標準化機関が適正実施規準を受け入れているか受け入れていないかを問わず課せられる（第4.1条）。なお、適正実施規準を受け入れた「非政府標準化機関」は、その旨をジュネーヴにある国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに通報しなければならない（適正実施規準パラグラフC）。

適正実施規準の内容は、TBT条協定第2条の規定と概ね同様で、無差別性原則の遵守（適実施規準パラグラフD）、国際貿易に対する不必要な障害の回避（適正実施規準パラグラフE）、適切な国際規格を規格の基礎として用いること（適正実施規準パラグラフG）が求められている。さらに、強制規格の場合と異なり、透明性に関する手続は、すべての任意規格の制定の前に、実施しなければならない（適正実施規準パラグラフE）。その手続の内容は、適正実施規準パラグラフJ、L及びNに規定されている。

第一に標準化機関は6カ月ごとに作業計画を公表しなければならない。作業計画には、現在立案されている任意規格並びに直前の期間において制定された任意規格と、各任意規格について、国際標準化機構情報ネットワークの規則に従い、対象事項に関連する分類、任意規格の作成において到達している段階、基礎として用いた国際規格の出典を表示する必要がある。また、任意規格を導入する前に、利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置かなければならない。さらに、提出された意見を、任意規格の作成の段階において考慮しなければならず、要請があった場合には、可能な限り速やかに回答する。また、その回答には、関連する国際規格と相違する必要がある理由についての説明を含めなければならない。以上の他、任意規格の導入後は、当該規格の公表義務がある。

これら規定を「非政府標準化機関」が遵守することを確保するために、加盟国は利用し得る妥当な措置を取らなければならない。また、強制規格の場合と同様に、自国の領域内の非政府標準化機関が適正実施規準に反する態様で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとらない消極的義務が、加盟国に課せられる（第4.1条）。

第４節　「非政府機関」及び「非政府標準化機関」のTBT協定上の規定の遵守について加盟国が負う義務―利用し得る妥当な措置をとる義務の解釈―

加盟国は「非政府機関」のTBT協定第2条の規定の遵守と「非政府標準化機関」の適正実施規準の受け入れとその遵守をそれぞれ確保するための「利用し得る妥当な措置をとる」義務が課せられている。この点について第3条では「加盟国は、［非政府機関の］前条のすべての規定の遵守についてこの協定の下で完全な責任を負う」とされているが、第4条にはそれに相当する規定はないため、非政府標準化機関が適正実施規準に反する行為に実際に及んだとしても、加盟国がその遵守のための「利用しうる妥当な措置」を取っていた場合は、義務違反とはならないともいえる。この点を指摘して、第4条1項の「利用し得る妥当な措置をとる」という規定は、訓示規定の性格が強いものであるという指摘[47]や「曖昧であり力のない」ものであると批判する論者もいる[48]。以下では先例を交えながら、TBT協定第4条1項が、加盟国に「非政府標準化機関」の行為に対していかなる責任を課しているのかを検討する。

第一に、WTOの紛争解決手続において、TBT第4条1項の義務違反が直接争われた事件はこれまでない[49]。

関連する先例の判断を参照すると、例えば、*US ― COOL*事件において、上級委員会は「私人の決定のみに起因する決定的な影響は、加盟国のWTO協定上の義務違反を認定する証拠とはならない[50]」と判断している。この判断に沿うと、少なくとも

「非政府標準化機関」の個々の行為が適正実施規準の規定に違反していたとしても、直ちに、TBT協定上第4条1項の加盟国の義務違反が認定されるのではないと考えられる。即ち、TBT協定上第4条1項の加盟国が負う義務の内容は、「非政府標準化機関」の個々の行為に対して適正実施規準の規定の履行を確保するという意味での結果義務ではなくて、規定に沿った標準化活動が行われることを確保するために「利用しうる妥当な措置」を取ったかという行為義務であると考える[51]。

次に「利用しうる妥当な措置」の内容については、*US― Hot-Rolled Steel*事件の上級委員会の判断が参考になる。同事件で上級委員会は「合理性（reasonable）」の解釈として、「合理性とは特定の事件におけるすべての状況の考慮を含んだ柔軟性を意味する」と説いた[52]。すなわち何が合理的であるかどうかは個々の事件の状況によって異なるのであって、したがって「利用しうる妥当な措置」の内容もケースバイケースで判断されると考えられる。

最後に「利用しうる妥当な措置」を取ったかどうかの立証責任は義務違反の申立国もしくは被告のいずれかにあるのかについて検討する。一般に、WTOの紛争解決手続においての立証責任は義務違反を申し立てる側にあるとされるが[53]、この点については*Canada- Alcoholic Brinks*事件のパネル報告の判断が参考になる。本件では被告であるカナダがGATT第24条12項の「地域機関」に当たる「地方アルコール委員会（provincial liquor boards）」に対して、同規定の「地域機関による協定の規定の遵守を確保するために執ることができる妥当な措置を講ずる」義務を果たしたかが問題となった。本件でパネルはGATT第24条12項の趣旨は、GATTの他の規定の例外を設けることではなく、単に地域機関によってなされる措置との関連で加盟国にGATTの規定を実施する義務があることを明確にすることであるとした[54]。その上で上記の義務を果たしたという証明責任は被告であるカナダにあり、カナダは地方アルコール委員会による協定の遵守を確保するための「真摯で持続的な説得力のある努力（“a serious, persistent and convincing effort”）をしたことを示さなければならない」と判断した[55]。

TBT協定第4条の規定はGATT第24条12項と同様に他の規定の例外を設ける趣旨ではないと解されることから、本規定においても、被告自らが非政府標準化機関による適正実施規準受け入れとその遵守を確保するために、真摯で持続的な説得力のある努力をしたこと」を立証する責任があると考える。

以上のようにTBT協定第4条1項では規定に沿った標準化活動が行われることを確保するために「利用しうる妥当な措置」を取ったかどうかが問題となり、その「利用しうる妥当な措置」の内容は個々の事案によって異なるものだと言える。また、「利用しうる妥当な措置」を取ったかどうかの立証責任は被告側にあり、被告は、「非政府標準化機関が適正実施規準を受け入れ遵守することを確保するために、真摯で持続的な説得力のある努力をしたこと」を証明しなければならない。

第４章　TBT協定第３条・第４条の加盟国の義務の履行状況

本章では、私的な主体の「強制規格」又は「任意規格」の立案、制定及び適用に対する、TBT協定第3条又は第4条上の加盟国の義務が加盟国においていかに具体化されているかを検討する。また、TBT協定の規律が及ぶとされる各私的な主体がその規律の遵守のためにいかなる措置を取っているかも合わせて分析する。本章では、特にこれまでTBT協定の規律が及ぶと広く認められてきた、工業製品に関する国家規格や地域規格の制定に関与してきた私的な主体の基準等の策定活動を対象に[56]、日本、EU、中国での義務の履行状況や各私的な主体の「適正実施規準」の規定の実施状況を概観する。

第１節　JIS規格

第１項　JIS規格の概要

JIS規格とは、工業標準化法に基づき制定される国家規格で、工業標準化法は、「鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図」ることを目的として掲げている（第1条）[57]。具体的には、「製品の種類・寸法や品質・性能、安全性、それらを確認する試験方法や、要求される規格値」をJIS規格で定めている。なお、JIS規格に適合する旨の認証を得た製品にはJISマークを製品に表示することができる。

第２項　JIS規格の制定過程における日本工業標準調査会の役割

JIS規格は、日本工業標準調査会の審議を経て、対象となる規格の分野に応じた主務大臣が制定する。日本工業標準調査会とは、経済産業省の審議会で、業務運営の基本的事項の企画等を行う「総会」、総会の下に設置される「基本政策部会」・「標準第一部会」及び「標準第二部会」とともに各部会の下にJISの審議などを行う技術専門委員会が設けられている[58]。総会は、学識経験のある者のうちから関係各大臣の推薦により、経済産業大臣が任命された委員で構成される（第4条）。「部会」は、委員と経済産業省から任命を受けた「臨時委員」と「専門委員」で構成される。さらに、工場標準化法施行規則第2条の4によれば、各部会を含めた日本工業標準調査会は「生産者、使用者及び消費者その他の当該案に係る実質的な利害関係を有するすべての者の意向を反映するよう委員及び臨時委員の構成について配慮された」ものでなければならない。

JIS規格の制定過程は、次の通りである。第一に、利害関係人は、JIS規格の原案を付して規格の制定を求めることができる（工業標準化法第12条）。申出を受けた主務大臣から付議を受けたのちに、日本工業標準調査会内での調査審議が始まる。日本工業標準調査会の調査審議は二段階で行われ、専門委員会での調査審議ののちに、部会での審議に付される。専門委員会及び部会では、提出されたJIS規格案が、「国家標準として定めるに足る技術的内容を確保したものか否か」を審議する[59]。日本工業標準調査会内での調査審議は、部会で決議された「規格案審議ガイドライン」に沿って行われる。例えば、ガイドラインは、JIS規格として定めることに欠点があると認める場合として、当該JIS規格案が「対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていない」ことや、「当該JISの制定又は改正の輸入への悪影響について、適切な考慮が行われていない」ことを挙げている。また、特に専門委員会においては、当該JIS規格案が「すべての実質的な利害関係者等の意向を適正に反映したもの」であるかを調査審議し、不十分であると判断した場合は、追加のワーキンググループ等を設置し、利害関係者の意向を適切に反映するよう必要な調整を行うこととされている。なお、審議の結果は、日本工業標準調査会から主務大臣に答申され（第13条）、主務大臣は、当該JIS規格案がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に当つて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を附するものでなく、適当であると認めるときは、これをJIS規格として制定しなければならない。

第３項　JIS規格制定過程における私的な主体の関与

JIS規格制定過程において、業界団体からJIS規格案が提出されることがしばしばある。そのような団体のうち、JIS規格の制定の迅速化のため、日本工業標準調査会が定めた一定の要件を満たした団体からのJIS規格案の申出に対しては、JIS規格の審議過程の一部が省略・簡素化される運用がなされている。このような団体は、特定標準化機関（CSB）と呼ばれ、2018年1月現在、公益社団法人自動車技術会、一般財団法人日本規格協会、一般財団法人日本船舶技術研究協会がCSBとして認定されている[60]。CSBの要件は、日本工業標準調査

会標準部会議決による「特定標準化機関（CSB）制度実施要領」によって定められている。本要領の具体的な内容としては、まず手続面では、JIS規格の原案作成のプロセスへの公開性の担保や支配性の排除、異議申し立て手続の確立などが要件として挙げられている。また、規格案の内容面に対しては、「対応する国際規格の有無を確認し、対応する国際規格がある場合には、可能な限りこれを採用すること」が求められている[61]。

CSBからのJIS規格案の申出の場合、専門委員会での調査審議が省略され、部会においては、当該規格案が、要綱に定めた「適正プロセス要求事項に適合する手順に従って作成された案」であること、「すべての実質的な利害関係者等の意向を適正に反映したものであること」を確認し、技術的な内容については、規格案に添付された、原案作成の審議経過を記した報告書をもって判断される。

第４項　JIS規格と日本工業標準調査会及びJIS規格策定に関与する私的な主体のＴＢＴ協定上の法的位置づけ

JIS規格それ自体は、遵守が任意的なものであり、またJISマークは、JIS規格との適合性を示す表示にすぎない。また、JISマークの表示がなされていない産品の輸入や流通、販売等も禁止されていない。したがって、一般にJIS規格及びJISマークは、TBT協定上の任意規格と位置付けられる[62]。その場合、政府はTBT協定第4条に基づく義務を履行するため、日本工業標準調査会及びJIS規格策定に関与する私的な主体に対して適正実施規準の規定の遵守を確保する措置を取らなければならない。しかし、前述の家庭用品品質表示法の例のように、JIS規格は国内法令において引用され、その遵守が義務付けられている場合もある。その場合は、政府にはTBT協定第3条に基づく義務が発生し、JIS規格策定に関与する私的な主体が、TBT協定第3条の規定に沿った強制規格の立案を行うことへの完全な責任を負う。

以下では、第一に、JIS規格が任意規格の場合の日本工業標準調査会及びJIS規格策定に関与する私的な主体の適正実施規準の規定の実施状況について、第二に、家庭用品品質表示法を例に、強制規格と位置付けられるJIS規格の制定に関していかなる手続が取られたのかを検討する。

（１）適正実施規準の実施状況

第一に、日本工業標準化調査会は適正実施規準を受け入れている。先に述べた通り、日本工業標準化調査会の調査審議は、「規格審議ガイドライン」に沿って行われている。同ガイドラインでは、JIS規格として定めることに欠点があると認める場合として、当該JIS規格案が「対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていない」ことや、「当該JISの制定又は改正の輸入への悪影響について、適切な考慮が行われていない」ことを挙げている。これらは、適正実施規準パラグラフD、E、Fの規定に対応したものだと思われる。また、透明性の規定に関する実施状況を見ると、JIS規格の制定・改正前に60日間の意見聴取の期間を設け、JIS規格の制定等の作業状況を記した作業計画を6カ月ごとに発表するなど、適正実施規準パラグラフJ及びLに沿った運用がなされている。さらに専門委員会や部会の審議において、希望するすべての利害関係者が意見陳述できる機会を設け、調査審議おいても当該JIS規格案が「すべての実質的な利害関係者等の意向を適正に反映したもの」であるか審査し、不十分であると判断した場合は、追加のワーキンググループ等を設置し、利害関係者の意向を適切に反映するよう必要な調整を行うことになっている。

一方CSBと認められた機関のうち、一般財団法人日本規格協会のみが適正実施規準を受け入れている。CSBは、JIS規格の原案を作成する役割を担っており、かつ、原案と適切な国際基準との整合性や手続きの透明性についての日本工業標準調査会の審査を簡略化される立場にいることから、実際に適正実施規準を受け入れていなくとも、と

りわけ適正実施規準の諸規定に沿った原案の策定活動が求められると考える[63]。この点はCSBに関する日本工業標準調査会の制度設計やその運用が適正実施規準の規定に沿った運用を促していると思われる[64]。先に記したように「特定標準化機関（CSB）制度実施要領」の内容は適正実施規準が規定の内容が反映されていると評価でき、この実施要項はCSBに対するガイドラインとしての機能を有していると思われる。またCSBからの個々のJIS規格案の申出に対しても、部会での審査を通じて「特定標準化機関（CSB）制度実施要領」に沿って原案を作成したか否かの審査が成されており、日本工業標準調査会の監督の下、CSBの原案作成が適正実施規準の規定に沿った策定活動が行われることを確保する体制がとられていると評価できる[65]。

（2）強制規格化したJIS規格の立案及び制定過程

ここでは電気冷蔵庫の消費電力量に関する規格（JIS C9801-3）の立案及び制定過程とその後の家庭用品品質表示法電気機械器具品質表示規程への引用の経緯を例に、日本がTBT協定の規定をいかに実施しているかを明らかにする。

前述の通りJIS C9801-3は電気機械器具品質表示規程に引用され、強制規格化している。JIS C9801-3の制定及び電気機械器具品質表示規程[66]の改正の経緯は次の通りである。

JIS C9801-3はJIS C9801の改正という形で制定された[67]。JIS C9801とJIS C9801-3の違いは、電気冷蔵庫の消費電力量を図る試験方法にあり、より使用実態に即した試験方法を標準とするためJIS規格を改正するに至った[68]。JIS C9801-3は、業界団体である日本電気工業会で原案の作成が行われ、工業標準化法第12条に基づくJIS規格制定の「申出」が出された。日本工業標準調査会はCSBではないため、専門委員会及び部会による調査審議が行われ、2015年6月22日にJIS規格として制定された。このようなJIS規格の改正を受けて「2013年改正の表示規程」で定めた「電気冷蔵庫における表示の標準となるべき事項に関してJISを引用している記述［すなわち、JIS C9801］について所要の改正」を行う必要がでてきた[69]。家庭用品品質表示法第11条に基づき、規程の改正をする場合は、消費者委員会に諮問し意見を求める必要があり、当該消費者委員会が2015年11月6日に行われた。その後、TBT協定に基づくTBT委員会への通報が2015年11月30日になされ、2016年1月29日まで加盟国からの意見を受けつけた[70]。また、これと並行する形で、行政手続法上に基づく手続として、2015年12月24日から2016年1月25日まで意見公募が行われた[71]。これらの手続きを踏まえた上で、2016年3月1日に「2016年改正の表示規程」が制定された。

以上の経過をまとめると、JIS規格を強制規格化する場合には、まず、JIS規格の制定それ自体は、通常の手続に沿って行われ、その後、制定されたJIS規格を引用する国内法令を改正する手続の中で、TBT協定上の強制規格の制定に関する義務（TBT委員会への通報や意見の受付等の透明性に関する義務）を履行したと思われる。

一方、以上の手続の中で、TBT協定上の「非政府機関」である日本電気工業会の原案の作成活動に対してTBT協定の規律をいかに及ぼすのかが問題となる。規格の立案の段階においては、立案された規格が適切な国際規格に基礎づけられていることや作業計画の公表、意見聴取の機会の確保などが求められると考える。この点については、日本工業標準化調査会の調査審議による統制・監督によって、TBT協定上の規律を日本電気工業会の原案作成活動に及ぼすことが期待できる。日本工業標準化調査会の調査審議は「規格審議ガイドライン」に基づき実施されるが、当該ガイドラインの項目には「規格が適切な国際規格に基礎づけられていること」が取り入れられている。また、透明性の規定については、他のJIS規格と同様に、JIS規格の制定の前に60日間の意見聴取の期間が設けられる。また、専門委員会又は部会の審議において、意見表明する機会も設定されている。このようにJIS制定過程の全体を通じて、TBT協定の規定と整合的な制定活動を行っていると思われる。この点において、日本工業標準化調査会が担

う統制・監督の機能はTBT協定の規定の遵守という観点から重要であると言える。

第５項　産業標準化法への改正後の私的な主体のJIS制定過程への関与について

2019年7月1日より、工業標準化法が一部改正され、産業標準化法が施行される。改正に伴い、JIS規格の対象となる産品の範囲が広がり、名称も日本工業規格（JIS）から日本産業規格（JIS）に変わるほか、TBT協定の諸規定との関連でいうと、JIS制定手続きについて「専門知識等を有する民間機関を認定し、その機関が作成したJIS案について、［日本工業標準化調査会］の審議を経ずに制定するスキーム[72]」が追加される。日本工業標準化調査会の審議を省略することで、JIS規格の制定の迅速化が期待されている。その一方で、JIS規格案段階における、国際規格との整合化への配慮や議論の透明性、意見表明の機会を産業標準化法下の制度においていかに確保していくかが問題となる。

産業標準化法14条によれば、一定の要件を満たした「認定産業標準作成機関」からJIS規格案の申出があった場合、当該案が「全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきもの」である場合、日本工業標準化調査会の審議を経ずに、主務大臣はJIS規格を制定しなければならない。

「認定産業標準作成機関」の認定を受けるための要件は産業標準化法第22条で示され、具体的には「産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務について十分な知識及び能力を有」し（同条第2号）、かつ、「産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制が、産業標準の案を作成する業務を適正かつ円滑に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合するもの」（同条第3号）と規定されている。また、より詳細な基準が「産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令」で示されている。

国際規格との調和性に関する要件としては、「作成しようとする産業標準の案に関係する国際規格及び既存の日本産業規格に係る調査の方法や[JIS規格]として適切なものであることを確認するための方法が適切に定められていること」という規定が設けられている（同命令第4条6号）

また、策定過程の透明性に関する要件としては、原案の作成に実質的な利害関係を有する全ての者の意向を反映するため、原案作成委員会の委員の構成への配慮（3号）や、利害関係を有する者からの異議申立てを受け付ける方法及び当該異議申立てに対する処理方法の確保（7号）、実質的な利害関係を有する者からの当該案に対する意見の申出前の受付（8号）を行うことが挙げられている。

一方で、TBT協定上の適正実施規準の受け入れは「認定産業標準作成機関」の認定の要件とはなっていない。現行法では、日本工業標準調査会の制度の運用において、適正実施規準に沿った策定活動を確保してきたと考えられるが、産業標準化法では、個々の認定産業標準作成機関が立案したJIS原案の妥当性を判断するのは、JIS規格の制定権者である主務大臣である。産業標準化法第14条では、主務大臣は、「当該JIS規格案がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映していないとき」又は「その適用にあたって同様な条件の下にある者に対して不当に差別を附するものであるとき」はJIS規格の制定をしないことできるとするが、そのような判断には専門的技術的知見が求められると思われる[73]。確かに、個々のJIS規格の策定活動が適正実施規準の規律に沿っていなかったとしても直ちに、加盟国としてのTBT協定上の義務違反が生じるとは限らないが、認定産業標準作成機関の個々のJIS規格案やその策定過程について実質的な審査を及ぼす体制を整えることが、TBT協定上の適切な義務の履行という観点から必要であると考える[74]。この点については、産業標準化法施行後の制度の運用状況を注視して判断する必要があると思われる。

第２節　CEN/CENELEC規格及びETSI規格

第１項　概要

EUにおける工業規格は、民間の事業体で構成される、民間機関によって作成される。代表的な地域的な標準化機関としては、CEN（European Committee for Standardization）、CENELEC（European Committee for Electrotechnical Standardization）とETSI（European Telecommunications Standards Institute）が挙げられる。CEN、CENELEC及びETSIの構成員は民間の事業体で占められていており、この意味で、CEN/CENELEC規格とETSI規格はプライベートスタンダードの一種であると考えられる[75]。

その一方、CEN/CENELEC及びETSIは「ニューアプローチ」と呼ばれるEUの標準政策において一定の役割を課されている。「ニューアプローチ」では、EUが健康や安全、環境や消費者保護といった公共の利益を保護するための域内を流通する産品が満たすべき「本質的な要件」を定める一方、その技術的な内容の策定をCEN/CENELEC及びETSIに委ねている。例えば、列車のブレーキ圧力に関する要件として、EU指令が安全性に関する「本質的な要件」として「圧力を作動させることに耐性があること（resistance to operating pressure）」と定めた上で、CEN/CENELECで「設計及び製造試験」の内容を定め、技術的な面から安全性のレベルを具体化している[76]。このように、EU指令や規則の「本質的な要件」は一般的な内容であり、その要件を技術的に達成する手段を定めるのがCEN/CENELEC及びETSIの役割であると考えられている[77]。

第２項　CEN/CENELEC規格及びETSI規格のTBT協定上の法的位置づけ

CEN/CENELEC規格とETSI規格は民間機関によって作成されるもので、産品の規格への適合化は任意である[78]。しかし、前述のように、EU指令や規則によってそれらの規格が引用されることがしばしばある[79]。その場合、CEN/CENELEC規格もしくはETSI規格に適合している産品は、その指令や規則が産品に課している「本質的な要件」を満たしているという推定を受けることができる[80]。この点、EU代表部は、「本質的な要件」を満たすことを証明する別の方法が残されているという点から、CEN/CENELEC規格及びETSI規格それ自体は法的な拘束力をもつ文書ではないという立場をTBT委員会で示しており[81]、これに沿うと、CEN/CENELEC規格及びETSI規格は強制規格ではなく、任意規格と評価できる[82]。また、CEN/CENELEC及びETSIは、適正実施規準の受け入れを通告しているため、CEN/CENELEC及びETSIの適正実施規準の規定の実施状況とそれを確保するための制度設計及びその運用状況が問題となる。

第３項　CEN/CENELEC及びETSIの標準化活動に対するEUの規律及び監督

一般に、CEN/CENELECとETSIの標準化活動は、民間機関という組織の性格上、各機関の自律性に委ねられている一方[83]、その活動に対して、EU規則の一定の規制が課せられている。規制の一般的な法的枠組みを提供するのが、Regulation (EU) No 1025/2012である。

第一に、Regulation (EU) No 1025/2012は、前文で、「欧州の標準化活動は、CEN/CENELEC並びにETSIによって計画され、かつ、一貫性（coherence）、透明性（transparency）、開放性（openness）、コンセンサス（consensus）、任意の適用（voluntary application）、特定の利害からの独立（independence from special interests）、効率性（efficiency）という標準化の領域においてWTOで認められた原則に基づくものである」という原則を提示している。

その上で、透明性と利害関係者の参画についての規定を設け（第3条から第7条）、特に第5条では、CEN/CENELECとETSIは、公的機関、中小企業、消費者団体、環境もしくは社会団体を含むすべての関連する利害関係者が、規格の原案の作成や原案の審議等に参画することを促進しなければならないと規定している。

また、CEN/CENELEC及びETSIとEUが2003年に結んだ合意[84]（以下「2003年の一般的指針」という）においても、それらの標準化活動において遵守すべき事項が規定されており、CEN/CENELEC及びETSIは、2003年の一般的指針の規定の履行に完全な法的責任を負うとしている[85]。2003年の一般的指針第5節は、CEN/CENELEC及びETSIに、WTO協定の適正実施規準を履行することや、適切な国際基準が存在する場合、それらを規格の作成作業において使用することを促進することを求めている。

第４項　CEN/CENELEC及びETSIの適正実施規準の実施状況

第一に、適正実施規準パラグラフJに基づく作業計画の公表は、CNE/CNELEC及びETSIの合同ウェブサイト上で実施している[86]。

また、主に国際規格との整合性に関する規定の実施内容として、CEN/CENELEC及びETSIは、ISOとウィーン協定（the Vienna Agreement）及びドレスデン協定（Dresden Agreement）を締結している点が挙げられる。ウィーン協定では、CEN/CENELECとISOは一方の組織で作成された文書を他方の組織で同時承認するために通知する仕組みを採用している[87]。さらに、ドレスデン協定では、ETSIとIECの作業手続を密接に関連させ、その結果、ETSI規格の72%がIEC規格との適合性が認められている[88]。また、ISOとCEN/CENELEC及びETSIの作業の密接化は、CEN/CENELECで進行中の作業の透明性の向上につながり、またISOメンバーがCEN/CENELECの規格策定作業に参画できる機会が増加したとの評価もある[89]。

最後に意見表明の機会に関する規定の実施内容について検討する。この点、例えばCENにおいては、CENメンバーによる投票の前に「照会（Enquiry）」という手続きが設けられ、当該規格の策定に利害を持つあらゆる個人及び団体が意見を提出することができる[90]。提出された意見は、投票権を持つメンバーによる意見書の作成等において考慮されると示されている[91]。

第３節　「中華人民共和国標準化法」における「団体標準」「企業標準」

第１項　旧「中華人民共和国標準化法」における工業規格の制定・策定

中国では、WTO 加盟前の1989 年、「中華人民共和国標準化法」が制定され、同法に基づき、工業製品に関する規格が制定されてきた。同法は、中国国家標準化管理委員（Standardization Administration of China:SAC）が制定する国家規格（旧標準化法上の「国家標準」。以下同様。）の他、関連する行政主管部門が制定する規格（業界標準）や地方政府の規格（地方標準）、企業・産業界の規格（企業標準）についても規定を設けていた。しかし、旧標準化法下においては、遵守が義務付けられ、TBT協定上、強制規格と評価される規格が、上記の分類に関わらず分散しており、また、相互に矛盾する強制規格が存在していたり[92]、中国政府が、業界標準・地方標準・企業標準のうち遵守が任意的なもので、TBT協定上の任意規格と評価される規格については、TBT協定とは無関係であると主張したりするなど[93]、TBT協定上の義務の履行状況に疑念が生じていた。

第２項　「中華人民共和国標準化法」の改正と新制度下における工業規格の制定・策定

（１）「中華人民共和国標準化法」の改正の背景

標準化法施行以来の著しい経済発展、産業構造の高度化等、国内情勢の大きな変化を背景に、旧標準化法の規定内容に関して、規格が対象とする産品の範囲の狭さや前述のような規格間の統一性の欠如など、様々な問題が指摘されるようになっていた[94]。また、団体や企業等の市場参加者よって制定される規格が適切に活用されていないことや各機関の標準化作業を管理・監督する機構が整備されていないことなどが問題として指摘されていた[95]。これらの問題点に対処すべく、2017年に「中華人民共和国標準化法[96]（以下、「新標準化法」という。）」が改正され、2018年1月1日に施行

された。

（２）「中華人民共和国標準化法」の改正内容―団体標準及び企業標準に関する規定を中心に―

第一に、新標準化法においては、規格の体系が改められ、国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準という分類になった。このうち、国家基準に「適合しない製品、サービスについて、生産、販売、輸入し、又は提供」することが禁じられ（第25条）、業界標準、地方標準は、任意による適合が推奨される「推奨標準」と位置づけられ、遵守が義務的である規格は国家基準に限定されるようになった。

また新設された「団体標準」とは「学会、協会、商工会、連合会等の社会組織が、関連企業等と共同で市場とイノベーションの要求を満たす」ために制定・策定する規格（第18条）である。本規定は、市場による自主的なルールの形成を促進することを目的に設けられた[97]。団体標準への適合は任意であり、団体標準の制定・策定については国務院標準化行政主管部門による規律・監督に服するものとされている（第18条）[98]。

企業標準は、企業が単独もしくは他の企業と共同して制定・策定する規格である（第19条）。旧標準化法においては、企業標準は、標準化主管部門に届出する必要があったが[99]、新標準化法では、この届出制度が廃止され、企業標準の自己表明による公開および監督制度が適用されるようになった。

第３項　「中華人民共和国標準化法」上の「団体標準」及び「企業標準」のＴＢＴ協定上の法的位置づけ

本節では私的な主体が策定する規格である、「団体標準」及び「企業標準」のTBT協定上の法的位置づけを検討する。「団体標準」及び「企業標準」は、民間組織の自主性に基づく任意の規格であるが、その規格の内容には新標準化法上、一定の制約が課せられる。第一に、団体標準及び企業標準の技術要件は、強制国家標準の関連技術要件の水準を下回ってはならない（第21条1項）。第二に、規格の策定は、資源の科学的かつ合理的な利用、科学技術の成果の普及、製品の安全性、汎用性、代替可能性の強化、経済効果、社会効果、環境効果の向上に役立つものとし、技術的な先進性、経済的な合理性を持たせなければならない（第22条2項）。これらの規定に適合しない規格については、標準化行政主管部門が当該規格を策定した団体に対して、指定した期限までに是正するよう命じ、所定期限内に是正を完了しない場合は、省以上の人民政府の標準化行政主管部門が当該標準を廃止するとしている（第39条2項）。このように新標準化法は、「団体標準」及び「企業標準」を策定する私的な主体の標準化活動について政府の規律・監督が及ばされるよう設計されている。また、法で定めた要件と合致しない規格を廃止する権限を行政府に認めるなど、政府が私的な主体の標準化活動に実質的に影響を及ぼしているとも評価できる。US-Tuna II事件における「当該機関の標準化活動に何らかの形で加盟国が関与していた事実は、加盟国が当該機関の標準化における活動を認めていた証拠となる[100]」という判断に沿えば、以上のような民間組織と政府の関連性から、新標準化法において、中国政府は「団体標準」及び「企業標準」を策定する民間組織における標準化活動を認めていると評価できる。したがって、TBT協定上、「団体標準」及び「企業標準」を策定する社会団体、企業等の民間組織は、任意規格を制定する「非政府標準化機関」に位置付けられる。

第４項　新標準化法上の社会団体、企業等の私的な主体の標準化活動に対する中国政府の規律及び監督

前述の通り、「団体標準」及び「企業標準」を策定する社会団体、企業等の私的な主体がTBT協定上の「非政府標準化機関」と位置付けられる。したがって、中国政府は、当該団体が適正実施規準の規定を実施することを確保するため妥当な措置を取る義務を負う。

新標準化法には、適正実施規準に直接言及する規定は存在しないが、規準の内容に関連する規定がいくつか設けられている。

第一に、規格の公表に関しては、新標準化法は「国は、団体標準、企業標準について、標準情報公共サービスプラットフォームを通じて社会に公開することを推奨する」と規定しており、実際、SACのホームページで採択された団体標準、企業標準を公表している。

次に、規格の策定過程における意見表明の機会の設置に関する規準の規定に関連して、新標準化法第18条2項は、団体標準の制定にあたり、開放性、透明性、公平性の遵守を原則とし、各参加主体が関係情報を取得することを保証し、各参加主体の共通の需要を反映しなければならないと規定する。もっとも、ここで言う各参加主体に、中国国外の利害関係者が含まれるかどうかは不透明である。また、企業標準の策定に関しては、新標準化法第8条の「(団体標準、企業標準を含む)標準の制定は、科学技術研究の成果と社会の実践経験を基礎とし、入念な調査・検討を行い、広く意見を募集し、標準の科学性、規範性、適時性を保証し、標準の質を高めなければならない」という一般的な規定以外に、策定過程に利害関係者の参画を求める規定は見当たらない。

また、団体標準及び企業標準と適切な国際規格との整合性についても、直接言及する規定は見当たらない。団体標準に関しては、第18条2項において策定過程において規格に関わる事項に対する調査、分析、実験、検証を手配することを当該規格の策定機関に求めている。同規定の実施の1つとして、関連する国際規格の有無の調査や策定する規格と国際規格との整合性を検証することを求められる可能性がある。

以上のように、新標準化法の規定は、団体標準及び企業標準の策定機関の適正実施規準の遵守を確保のための一定の効果は期待できるが、適正実施規準が求める内容を網羅しておらず、不十分である。なお、利害関係者の策定過程への参加の機会についての動向として、2017年11月6日、中国の標準化作業の公開性および透明度を強化し、中国の標準の国際化レベルを高めることを目的に、関係当局から「外商投資企業の中国の標準化作業への参与に関する指導意見」(以下「指導意見」)が公布された[101]。指導原則では、外国企業が中国の標準化作業に参与することを奨励し、標準化作業において、外国企業が国内企業と同等の待遇を享受することが規定された[102]。指導原則は、主に国家基準に関する標準化活動を対象としており、直ちに団体標準や企業標準に関する標準化活動に影響を及ぼすものではないが、今後標準化作業の公開性の向上のための同様の施策が団体標準、企業標準にも及ぼされるかどうかについて注視していく必要があると思われる。

第５項　新標準化法上の社会団体、企業等の私的な主体の適正実施規準の実施状況

中国国内の標準化機関で、適正実施規準を受け入れているのはSACのみであり、いずれの非標準化機関の同規準を受け入れていない[103]。その背景としては、前述の通り、新標準化法も適正実施規準の規定の遵守のための規定が不十分であることが挙げられる。また、各規格の策定過程についても十分な情報が公表されておらず、適正実施規準の規定に沿った標準化活動が行われているか不透明である。

第５章　TBT協定の規定の限界

本章では、これまでの検討を踏まえて、プライベートスタンダードに対する懸念にTBT協定がどこまで応えることができるのかという点についてまとめる。

第一に、全てのプライベートスタンダードに対してTBT協定上の規律を及ぼすことはできないというのが本稿の立場である。TBT協定の規定の一部には、私的な主体による基準等の策定活動を想定している部分もあるが、それらの規定の規律が及ぶのは、加盟国が私的な主体の基準等の策定活動に対して一定の関与をしたと評価できる場合に

限られると考える。そのような関与の一例としては、私的な主体が策定した基準等を法令等で引用したり、あるいは、私的な主体に国家規格の制定過程の一部の作業を担わしたり、あるいは、私的な主体が策定する基準等の内容に法令で制限をかけたりすることなどが挙げられる。

しかし、このようにTBT協定上の規律が及ぶプライベートスタンダードとその策定主体の範囲は限定的ではありながらも、そのことはCNE/CENLEC及びESTIやANSIなどの「伝統的な標準化機関[104]」とそれらで策定された基準等のみがTBT協定の射程となるということを意味するものではない。*US-Tuna II*事件において、上級委員会は、標準化機関の範囲を複数の基準等を策定している機関に限定するという解釈を支持せず[105]、したがって、基準等の策定以外を主な活動の目的する、また単一の基準等の策定や運用を行っている私的な主体であっても、加盟国政府がそれらの策定活動に関与していると評価できる場合には、TBT協定上の「標準化機関」に相当すると考えられる。この点、例えば、EUの木材規則（Eu Timber Regulation: Regulation（EU）No. 955/2010）は、違法に伐採された木材およびそれらを使用した木材製品のEU域内への輸入及び販売を禁止しているが、同規則第6条は、販売者が同規則で課される義務への遵守を示す証拠の一つとして、FSCなどの民間の森林保護に関するプライベートスタンダードへの適合性の認証を受けていることを用いることができると定めている[106]。このような場合においては、FSCはTBT協定上の「標準化機関」として認められると考える。

第二に、TBT協定上の規律が及ぶ、プライベートスタンダードに対しては、TBT協定は、その内容が国際規格と整合的であることや、策定過程や策定主体に透明性を求めることで、当該基準等が不当な貿易障壁となることを防ごうとしている。国際規格との調和は、生産者にとっても消費者にとっても情報コストと取引コストを低減させ、経済的効率性と国境を超えた産品の移動を円滑化させると考えられている[107]。また、強制規格又は任意規格の策定段階において透明性を求めることで、その内容に利害関係者の意見を反映させ、貿易上の影響に関する懸念を払しょくすることを意図している[108]。さらに、基準等の制定後も当該基準等の公表を求めることで、基準等の情報を収集するコストを減らし、市場に参入する前に産品を当該基準等に適合させる機会を生産者に提供することができると考えられている[109]。

これらの規律は、TBT協定第3条及び4条に基づいて、各加盟国による規制や監督などの措置を通じて、当該基準等やそれを策定する私的な主体に及ぼされるが、この点、同規定は、訓示規定の性格が強いものであるという指摘や[110]、「曖昧であり力のない」ものであると批判する論者もいる[111]。この点について、加盟国の実際の「非政府機関」や「非政府標準化機関」に対する規制や監督の状況を鑑みると、例えば、非政府標準化機関の適正実施規準の規定の受け入れ及びその遵守のための妥当な措置として、加盟国と非政府標準化機関間とで締結する文書において適正実施規準の規定の遵守を明記したり、あるいは適正実施規準の規定と同様の規律を法令等に組み込んだりしている。また「非政府標準化機関」の適正実施規準の実施状況としても、国際標準機関との策定作業間の連携を高め、あるいは専門家で構成される中立的な組織による基準等の内容の審査を受ける仕組みをとるなどの措置が取られている。また、策定活動の透明性についても、策定の過程や任意規格策定の全体のプロセスの中に、利害関係者からの意見聴取の手続を取り入れるなどの実行が見られた。中国においては、適正実施規準の実施内容が不透明・不十分な点も見受けられたが、策定活動の公開性および透明性の重要性は法令や関連する文書において確認されている。これらの加盟国の実行及び「非政府標準化機関」の実施状況を鑑みると、TBT協定第3条及び4条の規定には、訓示的な規定に留まらない、一定の実効性があると思われる。

もっとも、これらの加盟国の実行及び「非政府標準化機関」の実施状況がTBT協定上の要請のみ

に基づいているとは限らないという点に注意が必要である。例えば、非政府標準化機関によって策定された基準等が法令において一定の効力を有している場合などは、その策定過程に対する透明性の要請は、当該策定過程の正統化という観点からも生じてくる[112]。

最後に、加盟国とプライベートスタンダードの策定主体との関係性が何ら見られない場合においては、当該プライベートスタンダードが市場の参入条件となっているなど事実上の拘束力を有していたとしても、TBT協定上の規律が及ばないという、TBT協定上の限界を指摘する。事実上の拘束力を有するプライベートスタンダードに対してもTBT協定上の規律が及ぶよう協定の改正を主張する論者も見られるが[113]、プライベートスタンダードを巡る各国の立場の隔たりは小さくない。実際に、2005年にセントビンセント及びグレナディーン諸島がSPS委員会に食に関するプライベートスタンダードである、Europe G.A.P.に対する懸念を表明して以来、SPS委員会ではプライベートスタンダードとSPS協定の規律の関連性について議論が進められたが、議論の土台となる、「プライベートスタンダード」という用語の定義でさえ、加盟国間において合意に至らず、2015年3月以降、本テーマについて議論していたワーキンググループの活動が中断している[114]。以上の点を考慮すると、現行のTBT協定やSPS協定の射程の外にある、プライベートスタンダードに、協定の規律を及ぼすような改正が実際に行われるどうかは不透明である。

第６章　終わりに

本稿は、プライベートスタンダードが抱える問題のうち、プライベートスタンダードが国際貿易の不当な障壁となることへの懸念を、現行のTBT協定の規定がどの程度まで払拭できるのかという点について明らかにしてきた。その一方、主に食品の安全性に関するプライベートスタンダードに対して適用の可能性があるSPS協定において、いかなるプライベートスタンダードがSPS協定の規律が及ぶのかという点については十分に検討することができなかった。もっとも、SPS協定においては、SPS協定第13条の「非政府機関」の解釈が問題となるが、「非政府機関」の定義はSPS協定上には存在せず、TBT協定の「非政府機関」あるいは「非政府標準化機関」の解釈を参照して検討される傾向にある[115]。その点において、本稿のTBT協定上の「非政府機関」あるいは「非政府標準化機関」の解釈がSPS協定上のプライベートスタンダードの法的位置づけを検討する上で、参考になりうるが、それらの検討は今後の研究課題としたい。

また、本稿では検討の射程としなかった、プライベートスタンダードの正統性の問題も重要な論点である。しかしながら、貿易の自由化を目的としたTBT協定を含むWTO協定において正統性の問題を正面から扱う規律を見出すことは難しいと思われる。この点については、国内公法学やグローバルガバナンス論などWTO協定の枠外の視座を取り入れながら今後検討していきたい。

---

[1] 例えば、内記香子「国際通商体制における規範の多層化：プライベート・スタンダードの拡大とガバナンスのあり方」日本国際経済法学会年報25号186頁、187頁（2016）；中川淳司「プライベートスタンダードとグローバルガバナンス―課題と展望―」中央学院大学社会システム研究所紀要17巻2号39頁、39頁（2017）。また、国際関係論における先行研究として、阪口功「市民社会　プライベート・ソーシャル・レジームにおけるNGOと企業の協働」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』147頁、149-151頁（有斐閣、2013）；山田高敬「公共空間におけるプライベートガバナンスの可能性　多様化する国際秩序形成」国際問題586号29頁、52-53頁（2009）； *See*, David Vogel, *Private Global Business Regulation*, 11 Annual Review of Political Science 261, 262 (2008).

[2] 阪口・前掲註1）152-153頁。

[3] 中川・前掲註1）42頁; 山田・前掲註1）52頁。

[4] 山田・前掲註1）53頁。

[5] 中川・前掲註1）42頁。

[6] 山田・前掲註1）53頁。

[7] 山田・前掲註1）52頁; 阪口・前掲註1）149頁。

[8] 中川淳司「グローバル化と国際経済法の変容」世界法年報37号3頁、28頁（2017）。

[9] 中川・同論文28頁。

[10] See, Alessandra Arcuri, *The TBT Agreement and private standards*, *in* Research Handbook on the WTO and Technical Barriers to Trade 485, 521(Tracey Epps & Michael J. Trebilcock eds., 2013)

[11] 特に、食品安全に関するプライベートスタンダードが事実上の拘束力を持っていると指摘するものとして, *see* id., at 491. 欧州の電話通信規格を定める欧州電気通信標準化機構ETSI（ETSI: European Telecommunications Standards Institute）の規格のいくつかは事実上の国際スタンダードと化し、これに対応しない関連産品は規格の相違により貿易の対象とならないという指摘として、小室程夫『国際経済法』102頁（信山社、2011）。また、プライベートスタンダード全般が途上国に対する事実上の非関税障壁となることへの懸念を示すものとして, Axel Mark et al., *Conclusion: private standards – a global governance tool?, in* Private Standards and Global Governance Economic, Legal and Political Perspectives 293, 299 (Axel Mark et al. eds., 2012); 阪口・前掲註1）169頁。

[12] *See*, SPS Committee, *Summary of the Meeting Held on 29-30 June 2005*, para.16-20, G/SPS/R/37/Rev, (18 August, 2005).

[13] *Cf.* Petros C. Mavroidis & Robert Wolfe, *Private Standards and the WTO: Reclusive No More*, 16(1) World Trade Review 1, 3(2016). SPS委員会におけるプライベートスタンダードに関する議論の推移について、内記香子「国際通商とプライベートスタンダード―WTO・SPS委員会での議論とWTO外の対応」RIETI Discussion Paper Series 15-J-046、10-16頁（独立行政法人経済産業研究所、2015）、（https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j046.pdf 最終閲覧日:2019年1月30日）。

[14] *See* Mark, *supra* note 11, at 303.

[15] 参照、伊藤一頼「私的規範形成のグローバル化がもたらす正統性問題への対応―国内公法理論からの示唆に着目して―」論究ジュリスト23号8頁、8頁（2017）。

[16] 城山英明「民間機関による規格策定と行政による利用–原子力安全分野を中心として」ジュリスト1307号76頁、86頁（2006）。

[17] 城山・同論文16）79頁。

[18] 同上。

[19] 参照、岸本太樹「新規制基準における原子力安全の論理（下）――継続的更新性・科学的客観性・民主的正統性・公益適合性確保の視点からの検討」法律時報1123号99頁、101頁（2018）。

[20] 参照、伊藤・前掲註15）10頁。

[21] 原田大樹「グローバル時代の公法・私法関係論」浅野有紀ほか編『グローバル化と公法・私法関係の再編』17頁、42頁（弘文堂、2015）。

[22] 同上。

[23] 原田・同論文43頁。

[24] 同上。

[25] 小林友彦ほか『WTO・FTA法入門　グローバル経済のルールを学ぶ』11頁（法律文化社、2016）。

[26] *See*, Arcuri, *supra* note 10, at 497.

[27] 例えば、アスベストを含む産品の販売・輸入を禁止する措置は強制規格と評価される, *see*, Appellate Body Report, European Communities – *Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products*, para.68-75, WT/DS135/AB/R (March 12, 2001). もっとも、強制規格は販売の禁止を伴う措置だけには限られない。例えば産品に「dolphin safe」というラベルを張るために一定の条件を課し、それらを満たさなければ同様のラベルを張ることを禁止し

た措置も強制規格と評価された先例がある、*see*, Appellate Body Report, United States – *Measures Concerning The Importation, Marketing And Sale of Tuna And Tuna Products (hereafter 'US- Tuna II')*, para.196-199, WT/DS381/AB/R (May 16. 2012).

[28] 中川淳司ほか『国際経済法（第2版）』186頁（有斐閣、2012）。

[29] *See*, Ignacio Carreño and Paolo R. Vergano, *Annex 5 Private Standards within the WTO Multilateral Framework Reports 1 and 2, in* Private Voluntary Standards within the WTO Multilateral Framework 48, 63(2007), in SPS Committee, *Private Voluntary Standards Within The WTO Multilateral Framework Submission by the United Kingdom*, G/SPS/GEN/802(October 9. 2007)

[30] *Cf.*, Carreño and Vergano, *supra* note 29, at 63.

[31] *See*, Arcuri, *supra* note 10, at 499.

[32] *Cf.* TBT Committee, *Seventh Triennial Review of The Operation and Implementation of The Agreement on Technical Barriers to Trade Under Article 15.4* para.4.7 and 4.10, G/TBT/37(December 3. 2015); TBT Committee, *Eighth Triennial Review of The Operation and Implementation of The Agreement on Technical Barriers to Trade under Article 15.4*, para. 5.2, 5.3 and 5.8, G/TBT/41(November 19. 2018).

[33] *Cf.* TBT Committee, *Thematic Session on Standards 14 June 2016 Report By The Moderator to the TBT Committee*, para.1.3 [presentation by Mrs. Silvia Vaccaro, Directorate-General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs, European Commission], G/TBT/GEN/199(June 23. 2016)

[34] JIS規格の策定において調査審議を行う日本工業標準調査会のホームページで、国内強制法規に参照されているJIS規格を検索することができる。（http://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrCompulsoryLawsList?show 最終閲覧日：2019年1月30日）

[35] 加盟国の強制規格策定プロセスにおいて一定の機能を果たしている私的な主体をＴＢＴ協定上の「非政府機関」と評価する論考として, *see*, Jan Bohanes & Iain Sandford, *The (Untapped) Potential of WTO Rules to Discipline Private Trade-restrictive Conduct*, Society of International Economic Law (SIEL) Inaugural Conference 2008 Paper, para.62(2008), *http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1166623*, last visited January 30. 2019.

[36] TBT協定の規定が、「国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第2巻（ISO・ICEガイド2）の第6版（1991年）」に提示される用語を使用し、かつ、その用語がTBT協定の附属書1で定義づけられていない場合は、その用語は協定の解釈においても同指針と同様の意味を有するとされる（TBT協定附属書1）

[37] *See*, Bohanes & Sandford, *supra* note 35, para.121.

[38] *See*, Arkady Kudryavtsev, *The TBT Agreement in Context, in* Research Handbook on the WTO and Technical Barriers to Trade, *supra* note 10, at 17, 36.

[39] *See*, Bohanes & Sandford, *supra* note 35, para. 122.

[40] TBT協定前文を参照。

[41] *See*, Bohanes & Sandford, *supra* note 35, text accompanying note 75.

[42] Appellate Body Report, *US- Tuna II, supra* note 27, para.361.

[43] *Id*, para.362.

[44] *See*, Kudryavtsev, op.cit., at 37.

[45] ＷＴＯと国際標準化機構の共同のホームページで、適正実施規準を受け入れている標準化機関が公表されている。2019年1月30日現在で、中央政府標準化機関、地方政府標準化機関を含めて、本ホームページで192機関が公

表されている、List of standardizing bodies,（https://tbtcode.iso.org/sites/wto-tbt/list-of-standardizing-bodies.html 最終閲覧日：2019年1月30日）

[46] 適正実施規準はTBT協定附属書3に規定されている。

[47] 中川淳司『経済規制の国際的調和』137頁（有斐閣、2008年）

[48] *See*, Tomasz Wlostowski, *Selected Observations on the Regulation of Private Standards by the WTO*, 30 Polish Yearbook of International Law 205, 229(2010).

[49] *See*, Arcuri, *supra* note 10, at 502.

[50] *See*, Appellate Body Report, *United States – Certain Country of Origin Labelling (Cool) Requirement*, para. 291, WT/DS384/AB/R,WT/DS386/AB/R(June 29. 2012)

[51] *See*, Geraldo Vidigal, *Attribution in the WTO: The limits of "sufficient Government Involvement"*, 6 Journal of International Trade and Arbitration law 133, 157(2017); Bohanes, *supra* note 35, para. 129.

[52] *See*, Appellate Body Report, *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan*, para. 84, WT/DS184/AB/R(July 24. 2001)

[53] 福永有夏「事実審としてのWTOパネルの機能―立証責任・検討基準に関する法理の発展とその意義」日本国際法経済学会編・村瀬信也編集代表『国際経済法講座I』163頁、165-166頁（法律文化社、2012）。

[54] GATT Panel Report, *Canada - Import, Distribution and Sale of Certain Alcoholic Drinks Byprovincial Marketing Agencies (hereafter 'Canada- Alcoholic Brinks')*, para 5.36, DS17/R - 39S/27(October 11. 1991)(*adopted* February 18. 1992).

[55] *Id*, para. 5.37.

[56] *Cf.*, Arcuri, *supra* note 10, at 501-02.

[57] 日本工業標準調査会のホームページによれば、平成30年4月現在で、10,667のJIS規格が制定されている（http://www.jisc.go.jp/jis-act/index.html 最終閲覧日：2019年1月30日）。

[58] 審議会とは「行政機関が意思決定を行うにあたって意見を求める」合議制行政機関の1類型である。また、法の規定において「行政庁が『議を経て』決定を行うこととされている場合には、この審議会の『議』には[行政内部においての]法的拘束力があると解するのが実務上の約束である」（以上、芝池義一『行政法総論講義（第4版補訂版）』94-96頁（有斐閣、2006）より）。工業標準化法第11条上の主務大臣発案のJIS規格の場合、日本工業標準調査会の議決を経なければならないと規定されており、この場合において日本工業標準調査会の議決に法的拘束力があると解されることは明白である。一方、利害関係人による「申出」による場合（第12条）では、日本工業標準調査会が出した「答申」に対して、主務大臣は、一定の場合（当該答申で示されたJIS規格案がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映していない、又は、その適用に当つて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を附するものである場合）には、その答申を拒否できるとされている（第13条）。もっとも、これらの事由以外では、答申に従って、主務大臣がJIS規格を制定しなければならないと定められており、主務大臣による答申の拒否は原則として許されないと解するのが相当であると考える。この点から、国内法上、日本工業標準調査会は、「議決に法的拘束力がある」審議会と位置付けられると解する。以上のような国内法上の位置づけを鑑みると、日本工業標準調査会のTBT協定上の位置づけも、「非政府機関」もしくは「非政府標準化機関」ではなく、「中央政府機関」もしくは「中央政府標準化機関」とするのが相当とも思われる。（この点、なお日本工業標準調査会をTBT協定上の「非政府標準化機関」と位置付ける見解として、内記・前掲註13）9-10頁。）この点につき、本稿では、JIS規格制定過程の原案の作成者として関与する

私的な主体の「適正実施規準」の実施状況に特に重点をおくことにするが、「日本工業標準化調査会」の調査審議の在りようについても併せて検討する。

[59] 日本工業標準調査会「規格案審議ガイドライン」1頁（2017年3月15日改正）（http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/guideline.pdf　最終閲覧日:2019年1月30日）

[60] 日本工業標準調査会「特定標準化（CSB）制度について」（http://www.jisc.go.jp/jis-act/cap_csb.html　最終閲覧日:2019年1月30日）

[61] 日本工業標準調査会「特定標準化機関（CSB）制度 実施要領」（2017年3月15日)(http://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/csb-seidoyoryo.pdf 最終閲覧日:2019年1月30日）

[62] 小室・前掲註11）103頁。

[63] なお、TBT協定第4.1条は「標準化機関の適正実施規準の遵守についての加盟国の義務は、標準化機関が適正実施規準を受け入れているか否かを問わず適用する」と定めている。

[64] 参照、原田大樹「自主規制の公法学的研究」113-114頁（有斐閣、2007）。

[65] この点、法改正を伴わず日本工業標準調査会の運用の下で、審査手続を短縮している点を行政法学の視座から指摘する論考として、原田・前掲註64）114頁註71。

[66] なお、JIS C9801-3の制定に伴う電気機械器具品質表示規程は、2017年4月1日の電気機械器具品質表示規程の全面改正より以前の、2016年3月1日にも行われた。したがって、これらを区別するために、現在の電気機械器具品質表示規程を「2017年改正の表示規程」、2016年3月1日に改正されたものを「2016年改正の表示規程」、それ以前のものを「2013年改正の表示規程」とする。

[67] 一般社団法人日本電気工業会「資料1-3 電気冷蔵庫のJIS改正について［第205回消費者委員会本会議資料］」（2015年11月6日）（https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2015/205/doc/20151106_shiryou1_3.pdf　最終閲覧日:2019年1月30日）

[68] 同上。

[69] 消費者庁「家庭用品品質表示法に基づく電気機械器品質表示規程の改正について」2016年3月1日（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/pdf_data/160301_kouhyoubun.pdf　最終閲覧日:2019年1月30日）

[70] TBT Committee, *Notification - Japan - Electrical refrigerators*, pp.1-2, G/TBT/N/JPN/507(November 30. 2015).

[71] 消費者庁「『家庭用品品質表示法に基づく電気機械器品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案』に関する意見募集について」1頁（2015年12月24日）。

[72] 経済産業省「JIS法改正（産業標準化法）」2018年11月12日（http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/JISho.html　最終閲覧日:2019年1月30日）

[73] 特に、JIS規格案と国際規格との整合性が問題となる。いかなる国際規格が当該JIS規格案と対応するのか、また実際に国際規格が当該JIS規格案に基礎づけられているのかどうかについての判断は、専門的な知見がなければ困難であると思われる。

[74] この点、行政法学の視座から原子力規制委員会が原子炉等規制法の委任に基づき制定した実用炉規則を始めとする規則類について、行政手続法第5条の審査基準に位置付けられる、同規則類に関する「内規」に、日本機械学会等の学協会が策定した規格等が援用・参照されている事例に着目し、そのような民間規格の活用が、社会内部に存在する専門知識を活用し、科学技術の進歩に迅速に対応する必要性に応え、また立法者の負担軽減という機能を果たすという利点があると同時に、それが「民間規格化団体の専門性及び利益調整能力に対する漠然とした信頼を基盤に無批判・盲目的に行われてはならず、公平性・科学的客観中立性・透明性そして利害下限性の確保という観点から“規格策定プロセスを統制する”とともに、“策定された民間規格

の受容適性を厳格に評価すること”が必要不可欠となる」と指摘する論考として、岸本・前掲註19）99-102頁。

[75] *Cf*., Arcuri, *supra* note 10), at 100.

[76] *Cf*., Silvia Vaccaro, *Referencing Standards in EU Legislation* [presentation in Thematic session on standards March 18. 2014] 9, RD/TBT/15, March 18. 2014, https://www.wto.org/english/tratop_e/tbt_e/tbt_events_e.htm, last visited January 30, 2019.

[77] *See*, Fabrizio Cafaggi & Agnieszka Janczuk, *Private Regulation and Legal Integration: The European Example*, 12(3) Business and Politics, Art.6, p.9(2010).

[78] *See*, TBT Committee, *supra* note 33, para. 1.3.

[79] *See*, TBT Committee, *Thematic Session on Standards 5-6 MARCH 2013 Moderator's Summary*, para.1.3 [presentation by speakers from the European Union], G/TBT/GEN/144 (March 11. 2013)

[80] *See*, Cafaggi & Janczuk, *supra* note 77, at 11; Harm Schepel, *Private Regulators in law, in* Informal International Lawmaking 356, 359(Joost Pauwelyn et al eds., 2012).

[81] *See*, TBT Committee, op.cit., para. 1.3.

[82] これに対して、電気・電子機器への一定の有害物質の使用を禁じるEU指令がCEN/CENELEC及びETSI規格への適合を事実上義務化しており、この点において強制規格と評価されるべきだと指摘する論考として, Arcuri, *supra* note 10, at 501.

[83] *See*, TBT Committee, op.cit., para. 1.3.

[84] General Guidelines for the Cooperation between CEN, Cenelec and ETSI and the European Commission and the European Free Trade Association — 28 March 2003

[85] *See*, Cafaggi & Janczuk, *supra* note 77, at 10.

[86] *See*, ETSI, Working Programme, January 30. 2019, https://portal.etsi.org/webapp/workprogram/SimpleSearch/QueryForm.asp, last visited January 30, 2019.

[87] 高山丈二「国際標準化の現状と我が国の課題」レファレンス61巻6号33頁、37頁（2011）。

[88] *See*, TBT Committee, *supra* note 33, para.1.5.

[89] 高山・同論文37-38頁; 原田節雄『世界市場を制覇する　国際標準化戦略　二十一世紀のビジネススタンダード』230-231頁（東京電機大学出版局、2008）。

[90] *See*, European Committee for Scandalization, Enquiry, https://boss.cen.eu/developingdeliverables/EN/Pages/Enq.aspx, last visited January 30, 2019.

[91] *Id*.

[92] 高山・前掲註87）42頁; 井上諒一「中国最新法律事情（216）中国の標準化法の改正」国際商事法務 46巻2号256頁、256頁（2018）。

[93] 清水至「中国における標準化戦略（特集　中国）」パテント62巻10号39頁、44頁（2009）。

[94] 岡村志嘉子「立法情報 中国 標準化法の改正」外国の立法. 月刊版：立法情報・翻訳・解説立法情報274巻2号20頁、20頁（2018）。

[95] 井上・前掲註92）256頁。

[96] 条文の日本語訳は以下を参照した。岡村・同論文20-21頁; ジェトロ「中華人民共和国標準化法　日本語訳」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20180101-1_rjp.pdf、最終閲覧:2019年1月30日）

[97] 井上・前掲註92）258頁。

[98] *Id*.

[99] 清水・前掲註93）41頁; ジェトロ「中国標準化制度解説」4-5頁、2018年1月（https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/aa1a8b323ac61f41/201801rp.pdf、最終閲覧:2019年1月30日）。

[100] Appellate Body Report, *US- Tuna II*, *supra* note 27, para. 390; *See*, Kudryavtsev, *supra* note 38, at 37.

[101] ジェトロ・前掲註99）5頁。

[102] 同上。

[103] *See*, List of standardizing bodies, *supra* note 45.

[104] *See*, Arcuri, *supra* note 10, at 504.

[105] *See*, Appellate Body Report, *US- Tuna II*, *supra* note 27, para. 360.

[106] *See*, Axel Mark et al., *supra* note 13. at 103.

[107] *Cf*., Markus Wagner, *International standards, in* Research Handbook on the WTO and Technical Barriers to Trade, *supra* note 10, at 238, 241.

[108] *Cf*., Denise Prévost, *Transparency obligations under TBT Agreement, in* Research Handbook on the WTO and Technical Barriers to Trade, *supra* note 10, at 120, 123.

[109] *Id*.

[110] 中川・前掲註47）137頁。

[111] *See*, Wlostowski, *supra* note 48, at 299.

[112] CEN/CNELEC及びETSIにおける透明性の要求が正統性の問題とも結びついていると指摘する論考として, *see*, Cafaggi & Janczuk, *supra* note 77, at 10.

[113] *Cf*. Mavroidis & Robert Wolfe, *supra* note 13, at 16-17; Tilahun E. Kassahun, *Can (Should) the WTO Tame Private Standards? Antitrust mechanism as an Alternative Roadmap: Lesson from the WTO Telecommunications Reference Paper, in* International Economic Law Contemporary Issues 81, 88-85(Giovanna Adinolfi et al eds., 2006)

[114] SPS委員会における、プライベートスタンダードに関する議論の動向を分析した論考として、内記・前掲注1）194-198。

[115] *Cf*. Mavroidis & Robert Wolfe, *supra* note 13, at 9-10; Jan Wouters & Dylan Geraets, *Private food standards and the World Trade Organization: some legal considerations*, 11(3) World Trade Review 479, 486-488.

（いまい　しゅんじ　北海道大学大学院法学研究科修士課程修了）